相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所金沢市田島町以下不詳
被相続人　亡　中川甚三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月九日
石川県石川郡野々市町中林二丁目八八番地
相続財産管理人　中村　誠宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市地子町二九八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　飯田　公男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月九日
事務所三重県津市丸之内三三番二六号　三重合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森　一恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府箕面市白島二丁目一六番、最後の住所兵庫県宝塚市亀井町一一番一四―四号
被相続人　亡　浅田　秀幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月九日
大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館八階　由良・塚田法律事務所
相続財産管理人弁護士　由良　尚文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市高天市町八四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　酒井　信正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月九日
奈良市高天市町一一番地高天飯田ビル六階
相続財産管理人　相良　博美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県松浦市星鹿町北久保免八三三三番地三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　池野　公基

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月九日
長崎県松浦市志佐町高野免八七八番地六
相続財産管理人　森川　寛子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市有福町一五三三三番地、最後の住所長崎県佐世保市有福町一五三三三番地二
被相続人　亡　山田　善次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月九日
長崎県佐世保市吉井町吉元四五番地四
相続財産管理人　西山　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市奈良木町二四三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊住テル〃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月九日
熊本県八代市宮地町一五七〇番地一
相続財産管理人　加藤　晃一

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十二年七月九日
一、墳墓等所在地　さいたま市大宮区宮町三―六
一、墳墓等の名称　東光寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　さいたま市大宮区宮町三―六　宗教法人東光寺　代表役員　松本誠諦

公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第111条の規定により相殺した後の清算金通知は、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容をそれぞれ当該右欄のとおり公告する。

平成22年7月9日

北広島市大曲幸土地区画整理組合
理事長　安丸　俊雄

書類の送付を受けるべき者		通知の内容
住所	氏名	
札幌市清田区平岡6条4丁目4番8号	佐藤　竹治	換地処分により決定した清算金：交付清算金　¥166,506円 相殺後清算金額　：交　付　¥166,506円 交付清算金支払場所：後日清算金を支払うための「交付清算金請求書」を送付致しますので、振込先をお知らせ願います。 交付清算金交付期日：平成22年11月30日予定

掲示場所
1　北広島市大曲中央２丁目１番地１　北広島市大曲幸土地区画整理組合事務所掲示板
2　北広島市中央４丁目２番地１　北広島市役所掲示板

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年7月9日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社福士工務店　②岩手県知事(1)2257　③代表取締役　福士正一　④岩手県下閉伊郡山田町飯岡７番14号　⑤1000万円　⑥岩手県知事　⑦岩手県下閉伊郡山田町飯岡７番14号　有限会社福士工務店　代表取締役　福士正一

①更生会社　日綜ハウジング株式会社　②東京都知事(2)82567　③管財人　澤野正明　④東京都港区高輪二丁目21番46号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区高輪二丁目21番46号　更生会社　日本綜合地所株式会社　管財人　押川雅幸

①有限会社スノーバード　②東京都知事(1)87009号　③取締役　下野賢也　④東京都港区六本木六丁目10番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区六本木六丁目10番１号　有限会社スノーバード　取締役　下野賢也